

武器輸出とアベノミクスの破綻

課題先進国日本の誤った選択

小野塚知二

——岩波書店『世界』二〇一六年六月号所収

二〇一〇年代に入って日本は大きな曲がり角を迎えている。一方では武器輸出三原則の改定(二〇一二年、一四年)、特定秘密保護法(二〇一三年)、そして「安全保障」法制(二〇一五年)と、戦争と軍事化への道を着実に歩み、他方で「アベノミクス」(二〇一二年以降)の失敗は明瞭で、経済的にはバブル破綻後の「失われた二〇年」が相変わらず継続している。

特定秘密保護法、「安全保障」法制、「アベノミクス」については現在までさまざまに議論され続けているが、武器輸出三原則の改定が何をもちたらすのかについては、充分な議論もなされず、認識も深まらないままに、武器を輸出できる国へ日本を作り替える作業だけが静かに、国民から見つめられることもなく、着実に進んでいる。武器は戦後の日本では何重もの意味で盲点(まぶた)だったのだが、状況は大きく変わりつつある。

武器輸出と アベノミクスの破綻 課題先進国日本の誤った選択

1

武器という盲点

◆武器の縁遠さ

武器は売買・贈与の対象となるという点で他の物財と同様の性格をもっている。しかし、それは、多くの人にとってどこか縁遠い存在である。人がパンを欲するのはなぜか、誰がどのようにパンを作っているか、また、あんパンとメロンパンとバゲットの相違はおおむね了解可能だが、武器は誰が何の目的のために、どのようなものを欲しているのかについて明晰なイメージを描きにくい。武器は人の身体・生命・財産を損なうことを主目的とする道具であるという点で他の物財と異なる。それゆえ、武器の保持や、生産・取引に対しては、「なぜそのような道具が必要なのか」や「そうした道具なし

小野塚知二

おのづか・ともじ 東京大学経済学
研究科教授、博士(経済学)。専門は西
洋社会経済史、武器移転史、音楽社会史、
食文化史。主な著書は、「第一次世界大戦
開戦原因の再検討——国際分業と民衆心
理」(編著) 岩波書店、二〇一四年。

ではすまないのか」という問いが本質的につきまとう。武器を保持し、その生産・取引に携わる者は、こうした道徳的問いに対して自らを正当化しなければならぬが、そうした問いに一つ一つ答える面倒を回避するためには、問いそのものを隠蔽し無力化しようとするであろう。その結果、多くの場合、武器の特殊な性格は不透明化し、その存在そのものが見えにくくなるのである。

しかも、武器はその主目的からして、暴力や、権力や、ときには「正義」の実現の手段となるが、暴力・権力・「正義」を行使しようとする者は当然のこととして、武器を独占しようとするであろう。そのことも武器が民衆にとって縁遠くなる大きな要因である。

◆武器常習性と武器リテラシー

さらに、戦後の日本では民間用武器（猟銃、競技銃、護身用拳銃、警察用武器、諸種の刀剣類）の所持と使用も厳格に規制されてきたため、「武器常習性（arms habituation）」が低い。武器常習性とは、諸個人が武器に慣れ親しみ、武器に心理的に依存する傾向であり、また社会的には武器が民衆の間に蔓延して、生活や教育も武器の存在に強く影響され、経済も武器生産・取引に高度に依存する傾向を指し、薬物やアルコールの常習性と対比・対照可能な概念である。また、日本では個人レベルでは「武器リテラシー（arms literacy）」は概して低いが、武器を扱う専門の機関（自衛隊、警察、武器製造企業など）の武

器リテラシーは高い。武器リテラシーとは、道具としての武器を正しく適切な仕方でも操作・修理・生産・取引・管理できる能力を意味する。アメリカ合衆国や内戦状態のアフリカ・中近東諸地域では個人の武器リテラシーは概して高いが、過剰な兵器が適切に統御されずに、比較的安価かつ容易に入手可能であるから社会的な武器リテラシーは低いといえることができる。このように戦後日本では個人の武器常習性も武器リテラシーも低いことが、武器が国民的な注目を浴びにくい盲点となるもう一つの要因になっている。

◆手段Ⅱ武器が目的Ⅱ戦略を決定する

近代社会では人も社会も目的合理性の論理で動いていると解釈されることが多い。目的が先に何らかの価値観や理想や欲求にしたがって決まっており、その目的を実現するのに最も効率的・合理的な手段が選択されるという見方である。近代とは人・団体の行為や決定が、目的に照らして合理的な手段を選択したか否かで評価される世界である。軍隊はある兵器を調達しようとする際に、政府・議会に対して、その国の国際環境と国家目的・戦略からはじまって、軍事的戦略、戦術と徐々に手段の方へ下りながら、兵器調達の正当性を主張する。中国や北朝鮮の脅威があるから、それに対応して国を防衛するために、偵察衛星や、イージス艦・ミサイル防衛システム、ステルス戦闘機が必要なのだという理屈である。目的の妥当性が承認されるなら、手段の保持は、むろん予算制

約の中ではあるが、ほぼ自動的に正当化されるだろう。ヘンリー・フォードや豊田喜一郎・大野耐一らが、壮大なフォード・システムやトヨタ・システムの構築を目指して、ペルトコンベアやカンバン方式など個々の要素技術(手段)を採用し、組織も戦略に適合的に再編したのでとする経営戦略論的な解釈も、この目的合理性の論理に成立する言説である。

しかし、過去の観察可能な事実を見ると事態はそれほど単純ではない。手段の存在が目的や戦略を決定していることが実に多いのである。むしろ、目的が手段を決定する事例は否定できない。それゆえ、目的と手段は相互規定的であるとの優等生的な言説は普遍的な真実ではあるが、目的合理性の解釈・説明が当然の理として幅を利かせている状況では、手段の目的に対する規定性に注目しなければ大切なことを見失ってしまう。米ソの核戦略が先にあつて核兵器がそこから生まれたのではなく、核兵器体系の発生が核戦略生成の基盤であつた。カラシニコフ AK-47 など小火器の大量・安価な供給こそが各地の内線・テロの発生と激化の無視しえない要因である。目的が手段を決定するという軍事学や経営戦略論の「常識」や用兵側の言い分を安易に信ずるのは危険ですらある。戦争の手段としての武器は、目的に戦略のほぼ自動的な結果であると考えてしまうこともわれわれの武器に関する盲点の一因を構成している。むしろ武器が戦略や紛争のあり方を決めているのである。

◆軍事と武器移転

一 国の軍事、殊にその手段を物的・人的に整える軍備が一国内に閉じてなされるのは例外的な現象であつて、ほとんどの場合、軍備は武器と技術の越境移動(武器移転)をともなつてなされている。幕末から日露戦期の日本がイギリスを始めヨーロッパ諸国から、また第二次大戦後の日本がおもにアメリカから、新しい武器と技術を導入して軍備を整えたのは、軍事的な後進国・小国ゆえの特殊な経験であつたと考えられがちであるが、軍事の先進国・大国にとつても武器移転なしの軍備はありえなかつた。

二 二〇世紀初頭のイギリスは世界最高の軍事大国だが、すべての兵器を国産できたわけではない。具体的な兵器の種類でいうと、魚雷も潜水艦も機関銃も当時の新型の火薬も自国で開発されたものではない。魚雷はオーストリアハンガリー帝国の辺境フィウメという都市の企業から導入し、潜水艦はアメリカから、機関銃や新型の無煙火薬はフランスやドイツからの技術導入である。また、光学兵器(潜望鏡・測距儀など)に不可欠な光学ガラスもほとんどドイツからの技術導入であつた。アメリカも同様であつて、二〇世紀中葉以降、世界最大・最強の軍事大国となつて以降も、航空機エンジンは V 型液冷ピストン・エンジンもジェット・エンジンもイギリス由来の技術が一九五〇年代まで圧倒的な重要性を占めていたし、超音速ジェット機に必須の後退翼や弾道ミサイルの技

術は敗戦国ドイツからの略奪的な導入によって支えられていた。その後一九七〇年代以降も、長距離弾道ミサイルに必要な高精度のジャイロ研削は日本の民生用技術が応用され、ステルス機や最新の旅客機などに用いる非金屬複合材料も日本に多くを依存した。英米のような軍事大国も外国からの武器移転がなければ、世界最強の軍事力、世界最強の兵器は保持できなかつたのである。

逆に、イギリスでもアメリカでも自国からの武器受注の浮沈が激しい場合は、国内の武器開発生産体制を維持するため、輸出（外国への武器移転）に頼らざるをえない。第一次大戦後のドイツは、武器を外国に輸出することで武器の開発生産能力を保った。隣のスイスやスウェーデンのトンネル会社を通じて製造・輸出し、また航空機や戦車の開発はソ連領内に秘密の試験場をソ連と共同で設置して、兵器開発を推進したのである。軍事大国にとっても、送出と受入の両面で武器移転は、軍備にとって不可欠の常態なのである。

日本は武器移転の受入国という自己認識が強いが、日本にも送出の長い歴史がある。日露戦争後の日本は一方では最新技術を外国から導入していたが、他方では、艦艇・銃砲など諸種の兵器の輸出国でもあった。第二次大戦後の日本は、後述の通り、武器製造を禁止され、その後も武器輸出三原則で、武器輸出はしてこなかつたと考えられがちだが、先に見た精密切削技術や複合材料など軍民両用技術の送出国であつたし、

一九五〇年代に入って日本の兵器生産が復活した後、軍用には当たらない民間用小火器・弾薬類の輸出はおもに欧米向けに徐々に許可されるようになってきた。ミロク製作所、豊和工業など専門企業の民間用小火器は性能・品質ともに高いため欧米では人気が高く、また、価格が高いこともあって、少なくとも金額ベースでみるなら、武器輸出三原則が改定される以前の二〇〇〇年代においても、日本は世界でも屈指の武器輸出国になっていたのである。日本は武器移転ではもっぱら受入国であつたという根柢のない思い込みも、盲点の一つである。

2

武器輸出三原則の改定

◆武器輸出三原則の基本的な理念

武器輸出三原則とは、他国が武力を保持することに日本が加担しないことを定めた原則で、日本経済が武器の生産と輸出に依存しないように歯止めを掛ける——日本経済の武器常習性を低く留める——効果があつた。

この武器輸出三原則の起点は、一九六二年三月に通産省通商局長が共産圏向けの武器輸出については対共産圏輸出統制委員会（COCOM、NATO諸国を中心に一九四九年に設立され、日本とオーストラリアも加盟していた）の規定に従う、すなわち禁輸との答弁から始まっている。この年に武器禁輸が言明された背景には、敗戦後一切の軍備と兵器産業が禁止されただけ

でなく、さらに民間航空も含む一切の航空機の開発・製造・運用も禁止されていた日本とドイツが、冷戦の激化・朝鮮戦争勃発とともにアメリカの前進基地の機能を強化され、米軍兵器の製造・修理を担わされ、冷戦体制の中に明確な位置を与えられるとともに、両国で再軍備が進められたという事情が作用している。一九五〇年代初頭には両国で航空機の運用（たとえばルフトハンザや日本航空）のみならず武器と航空機の製造・修理も一挙に再開され、日本では当時最新鋭の対戦哨戒機P2V-7と戦闘機F-104Jのライセンス生産（それぞれ川崎航空機と三菱重工）、T-11ジェット練習機やP2V-7の大幅改造機P-2J（いずれも川崎）の開発、さらに61式戦車（三菱）の開発など、敗戦直後の空白期を経て一九六〇年代初頭までには兵器開発でも世界水準に到達しつつあり、さらに現在の大型飛行艇US-2の技術的な原点となったUF-1XS（新明和工業）の試作で世界水準を凌駕する可能性すら発生しつつあったのが、一九六二年という年である。第一線の兵器を製造・修理するだけでなく、開発する能力も保持するようになったそのときに、それを他国の軍備のためには用いないことを国の原則としたのである。

むしろ、この背後に、アメリカに由来する技術が日本を通じて共産圏に移転するのに歯止めを掛けるとともに、日本が独自の武器大国として台頭することを防止したいアメリカの思惑が作用していたのではあるが、日本国民の大多数が、憲

法とともに、この原則を支持したことも事実であって、野党や市民運動から武器輸出三原則に対する明確な反対論や疑義が出たことはなかった。唯一早くから見直しを唱えていたのは財界である。経団連の防衛生産委員会は一九六二年七月には武器輸出承認に消極的な政府への不満を表明した。日本は一九四九年一二月から外為法および輸出貿易管理令によって、輸出には通産相の許可が必要とされてきた。民間用兵器の輸出は一九五〇年代から六〇年代にかけて許可されるようになってきたのに対して、自衛隊が装備するのと同様な軍用武器の輸出については消極的な姿勢を通産省が維持してきたので、財界はそれに不満を感じていたのである。

この一九六二年の対共産圏禁輸原則の確認ののち、一九六五年五月には外務省アジア局外務参事官が参院決算委員会で軍用武器・軍需物資の輸出は承認していないと説明し、また同年八月には通産省重工業局長が衆議院科学技術振興対策特別委員会で、COCOM規制遵守、国連決議による武器禁輸対象国への禁輸、および、国際紛争の助長のおそれのある国への禁輸と説明することで、およそ後の三原則の骨格が完成した。

これらを踏まえて、一九六七年に佐藤栄作首相が、武器輸出は従前より輸出貿易管理令によって規制されており、殊に、「①共産圏諸国向け、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向け、③国際紛争の当事国またはそのおそれの

ある国向け」の武器輸出はしてはならないと答弁することで武器輸出三原則は確定した。

その後さらに、一九七六年には三木武夫首相の答弁で、④三原則対象国以外への輸出も慎み、⑤武器製造関連設備の輸出については「武器」に準じて取り扱うものとされた。武器輸出の完全禁止を明言したわけではないが、軍用武器とそれに関連する技術の移転には限りなく否定に近い消極的な姿勢が示されたのである。また、一九八一年には、通産省の承認をえずに砲身を韓国に輸出した堀田ハガネ事件をきっかけとして、「政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもつて対処すると共に制度上の改善を含め実効ある措置を講ずべきである」との「武器輸出問題等に関する決議」が衆参両院でなされた。

◆抜け道・例外規定と改定への動き

むろん、武器輸出三原則には、対米輸出・技術協力については、抜け道も用意された。たとえば、一九八三年には中曽根内閣の後藤田正晴官房長官が「対米武器技術供与についての談話」を発表し、アメリカは明白に「国際紛争当事国」だが、日米安保条約の観点から例外扱いすることとし、また、二〇〇五年には小泉内閣が、アメリカとの弾道ミサイル防衛システムの共同開発・生産は三原則の対象外とするとの官房長官談話を発表した。いずれも日米安保条約の相手国であるアメリカを例外扱いする抜け道規定であった。

しかし二〇〇七年になると、石破茂防衛相が総合取得改革推進プロジェクトチーム(省内検討機関)に対して、武器調達効率化の方策を探るよう指示を發した。それは、国際共同開発・生産という語を明示したわけではないが、「最新の軍事科学技術の動向や研究開発を巡る国際的な情勢を踏まえ」るよう命じていた。この指示に応じて翌二〇〇八年三月に提出された報告書では、「効果的・効率的な研究開発に資する国際協力を推進するため、各国との技術交流をより活性化するとともに、国際共同研究・開発に係る背景や利点・問題点などについて一層の検討を深める必要がある」との提言をして、アメリカ以外の国も含む国際共同研究・開発という三原則改定の方角性を打ちだした。防衛省は国際共同によって兵器の調達価格が下がることを期待し、経団連は逆に輸出需要や技術移転の可能性に期待して、この方針に賛意を表明したのである。こうして、アメリカだけを同盟国として例外扱いする抜け道から、欧州諸国なども相手として想定した国際共同を一般論として是とする方向が目指されるようになった。国際共同が用兵側と財界双方の利益の一致点となったのである。

二〇一〇年一月には、民主党鳩山内閣の北沢俊美防衛相が日本防衛装備工業会(武器製造・修理企業の業界団体、前身は一九五一年発足)で、「二〇一〇年末に取りまとめられる防衛計画の大綱(新防衛大綱)において武器輸出三原則の改定を検討す

る」と発言し、見直しの内容としては「日本でライセンス生産した米国製装備品の部品の米国への輸出」や途上国向けの武器輸出をあげた。その後、首相が主催する「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」の第一回会合（二月八日）でも防衛相は三原則改定を要望した。ここでも、やはり輸出志向という財界の要求を防衛省が先取りする方向性が示されたのだが、このときは、民主党政権と連携関係にあった社民党の反対があったため、この議論は先送りされた。

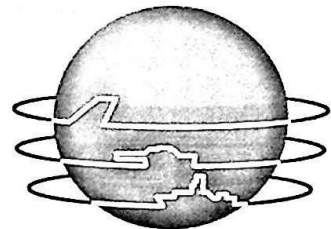
◆改定

こうして一九六〇年代以来の軍用武器輸出を禁止する原則はからくも半世紀近く守られてきたのだが、これに穴を開けて、実質的に三原則を改訂したのが民主党の野田内閣である。二〇一一年一月二七日に、同内閣の藤村修官房長官の談話として、①平和貢献・国際協力にともなう案件は、防衛装備品「II武器」の海外移転を可能とする、②目的外使用・第三国移転がないことが担保されるなど厳格な管理を前提とする（目的外使用・第三国移転を行う場合は日本の事前同意を義務付ける）、③安全保障面で協力関係にある国で、共同開発・生産がわが国の安全保障に資する場合はそれを推進するとの新方針を発表した。

従来の三原則を大幅に逸脱する内容が、こうした年末に、それも官房長官談話という軽い形式で発表されたのには理由がある。この一週間前、一月二〇日の閣議で、政府は航空

自衛隊の次期戦闘機としてF-35を導入することを決定していた。航空自衛隊としてはF-22がほしかったのだが、アメリカがどうしても輸出を許可しなかったため、導入機種をF-35に変更したのだが、これは国際共同開発・生産の戦闘機であるため、武器輸出三原則を改定しなければ導入できなかったのである。つまり、買い物を先に決めてしまつてから、それに適合するように慌てて武器輸出三原則に風穴を開けたのである。

この三原則の実質的な改定を前提にして、二〇一四年四月一日に安倍内閣は従来の武器輸出三原則に代えて、「防衛装備移転三原則」を閣議決定する。①原則的な輸出禁止から禁止する場合（六七年佐藤首相答弁②・③に相当）の限定への変更、②移転を認め得る場合（i平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する、ii日本の安全保障に資する）の限定、厳格審査、情報公開、③目的外使用と第三国移転について日本国政府の事前同意を相手国に義務付けの三点を主たる内容として、日本の武器輸出は原則禁止ではなくなった。



さらに、二〇一五年一月一日には、防衛装備庁が設置され、武器の調達・開発だけでなく、輸出も扱う官庁が日本に登場することとなった。防衛装備庁のロゴマーク（上図）は、同庁によ

るなら、「中心の円は、各自衛隊を想起させる色を用い、装備品の取得に係る防衛省内の組織が一致協力して和(輪)をなし、業務に取り組んでいく様子を表しています。また、地球をイメージし、国際平和に貢献していくという意味も含まれています」とされているが、むしろ、軍用機・戦車・軍艦が世界を駆け廻る意匠で、武器輸出に主眼をおいていることが示されているようにも見える。実際に、政府は、防衛装備庁設置に加えて、武器輸出貿易保険も検討中であり、武器輸出三原則の改定によって武器を輸出できる国になっただけでなく、そのうえ、武器輸出を奨励する国となることまで目指していることになる。これは、武器を輸出した相手国政府などが支払不能の状態(カントリーリスク)に陥っても、輸出企業はこの武器貿易保険に加入しておけば、輸出先から回収できない代金を「日本貿易保険(NEXI)」によって補填してもらえろという武器輸出奨励の国策として機能するようになるであろう。また、防衛装備庁発足の直前、九月に経団連は「防衛産業政策の実行に向けた提言」を発表し、「防衛装備品の海外移転は国家戦略として推進すべきである」と主張していたのであり、防衛装備庁設置と武器輸出貿易保険はこうした要求に沿うものと理解できる。

ちなみに、「防衛装備」とは「武器」を指す日本の官庁用語だが、原則的に輸出できないときは「武器」という通常の語で差し支えなかったのに、輸出できるとなるとたんに、

自衛隊の武器と同様に「防衛装備」という言葉遣いに変更されたところが注目される。「武器」を「防衛装備」に言い換えれば、その保持も輸出も許されるという発想がここに現れている。

3

成長戦略と軍事——アベノミクスという隘路

以上見てきたように、日本の軍事と兵器産業をめぐる状況は二〇一〇年代以降、大きく変化しつつあるのだが、それは、日本の経済的な行き詰まりの結果である。

◆成長戦略の二類型

不況を克服し、経済を成長軌道に乗せる政策には大別して二つの型がある。第一は、消費・生活主導型で、人々の日々の暮らしに直結した需要を伸ばすことで停滞から成長に転換させる政策である。さまざまな消費財への国内需要を伸ばすことが基本だが、物的に必要なものがほぼ行き渡っている先進国の場合、余暇や自己啓発にかかわる支出や、介護・子育て支援などの対人サービス(生活保障関連ビジネス)への支出を伸ばすことに大きな効果が期待されている。この消費・生活主導型の成長戦略の実例としては、一九三〇年代後半にアメリカで採用された後期ニューディールの経済政策、同時期のフランス人民戦線政府の経済・社会政策、さらに、戦後、欧米および日本の各国で高度成長期に採られた政策などがある。第二は、投資主導型の成長戦略である。投資環境を整え、

投資を先行させて生産性・生産力を高めることで、経済を成長に導こうとする政策だが、国内の消費・生活に根ざした分厚い需要を支えられない場合、伸びた生産力はそれ以外の需要を求めざるをえなくなる。この投資主導型の成長戦略の実例としては、一九二〇～三〇年代のイタリア・ファシスト政権、同時期のソ連（二度の五カ年計画）、一九三〇年代中葉以降のドイツ・ナチス政権がある。これらは消費・生活需要の充分な伸びをともなわなかったため、例外なく、輸出依存（通貨切り下げをともなう近隣窮乏化政策）、公共事業依存（ファシスト・ナチズム・スターリン時代に共通する巨大建築計画、ナチスのアウトバーンや一九三六年ベルリン・オリンピックのための建築・土木事業）、そして経済の軍事化をもたらししている。二〇一二年総選挙前に鳴り物入りで登場した「アベノミクス」もこの投資主導型の弱点を見事に露呈している。

◆アベノミクスの弱点

アベノミクスは金融の「異次元緩和」で通貨を大量に供給して投資が進むことを期待するとともに、異常な円安環境に経済を誘導したが、輸出は思ったほど振るわず、また、原油安という天佑にもかかわらず、国民の消費・生活に結び付いた需要も伸びていないし、投資は海外に逃げていく。異常な通貨切り下げにもかかわらず輸出増加にそれほど期待できないとなると、アベノミクスは、これまでの投資主導型の事例からわかるように、公共事業と経済の軍事化に否応なく進ま

ざるをえないのである。「オリンピック景気」も、また、「マインバー（社会保障・税番号制度）」も投資主導型の陥りやすい公共事業の実例である。後者は「国民生活を支える社会的基盤として導入する」とされているが、国民には実際上の利点を感じられないにもかかわらず導入されるなら、個人情報流出と悪用・濫用の危険性に将来にわたって対処し続けるためにIT業界に巨額の国費が注ぎ込まれるという公共事業の仕組みを作り出すこととなる。また、すでに前節で見たように、武器輸出三原則の改定（防衛装備移転三原則）と防衛装備庁設置が、防衛省と財界とのキャッチボールを通じて徐々に用意され、防衛予算が三年連続で増額し、さらに「安全保障技術研究推進制度」で巨額の競争的資金を「防衛省が掲げた研究テーマ」に乗る大学・企業等に配分する日本版軍産学複合体形成が試みられている背景には、バブル破綻後の日本経済が消費・生活主導型の成長軌道に乗ることに失敗し続けてきたという事情が作用しているのである。

◆課題先進国日本のチャンスが逃げていく

現在の日本は課題先進国である。課題とは、解法や解決の方向性を見えている問題を指す。日本は、そういう意味で、多くの課題を抱えた、それゆえに、「推新」などという大仰な言葉に逃げずとも、社会と経済の大きな革新を確実に期待できる国なのである。

バブル破綻以前の四〇年間が国民の生活の物的な向上が経

済成長の大きな要因であった時期だとするならば、バブル破綻後の日本には、高齢化・少子化社会対策、男女共同参画の推進、労働時間短縮と余暇（＝消費）の拡大（ワークシェアリングとワーク・ライフ・バランス）、脱炭素・脱原発へのエネルギー転換等々の課題を解決することに成長の糸口を求めることができたはずの時代である。これらの諸課題で、新しいビジネス・モデルと雇用スタイルを創出できれば、無駄ではない投資機会も生まれるであろう。介護や子育て支援など、いわゆる福祉の諸分野は、しばしば社会のお荷物と考えられがちであるが、その分野で新たなビジネス・モデルと雇用スタイルを生み出せるなら、それはお荷物ではなく、日本経済にとって大きなチャンスになる。

男女共同参画も、労働時間削減・余暇拡大も、再生可能なエネルギー資源への抜本的な転換も、すべてが日本にとっては非常に大きなチャンスなのである。

4

むすびにかえて——武器輸出で次代を切り拓けるか

上述の機会をこの四半世紀の間、ほとんど活かすことができなかった政府と財界はモノ作りと輸出という隘路を突き進むほかになく、それゆえに、ますます規制緩和を進めて、企業が身軽になる方向性しか見てこなかった。しかし自動車、電気・電子などの分野で低賃金諸国の技術的な台頭も著しく、日本の劣位がいかにともしがたいとなれば、経済は、旧来の

発想では、軍事化と武器輸出の方向に進むしかないであろう。「保育園落ちた、日本死ね」で炎上して、保育が重大課題であることが明瞭になりはしたものの、介護・保育など対人サービス分野で投資が進み、新たなビジネスモデルを構築するところに成長の種が潜んでいることまで現政権も財界も思い到っていないようである。上述の諸課題を中長期的に解く方向に比べるなら、武器輸出と経済の軍事化ははるかに困難な隘路となるであろう。

では、日本が武器を輸出しなくても、武器輸出に長けた他国が武器を欲する国・勢力に輸出するのだから、節度ある日本が模範的な武器輸出をする方がよりましたであるといった反論は可能だろうか。確かに、オーストラリアから引合のある潜水艦はフランスも輸出に意欲を燃やし、イギリス等が関心を示した最新式の大形対潜哨戒機（川崎P-1）とほぼ同等の哨戒機はアメリカも供給能力を有する。インドネシア・フィリピン・ヴェトナムに輸出された巡視艇を供給しうる国は多数存在する。他国にむぎむぎ機会を奪われるよりは日本が輸出した方が本当によいのだろうか。

オーストラリアへの日本製潜水艦輸出（ないし現地生産）はアメリカも後押ししているのだが、そこには米日豪と東南アジア諸国で中国の海洋進出に対抗しようとする意図が表現されている。そのうえ、インドにもUS-2飛行艇を輸出するならば、軍事同盟と武器移転とで特定の国を「包囲」する体制

を棄いて敵視を露わにすることとなるが、その外交的な得失を冷静に考慮すべきではないだろうか。また、軍用武器は輸出しない「平和国家」という大義を公然と捨てることには、国民の自己認識と対外広報宣伝の両面で何を失わせる効果があるのか熟考する必要があるだろう。成長戦略という点で武器輸出が最適解でないだけでなく、こうした諸点での負の効果にも考えおよぶなら、日本が武器を輸出できる「普通の国」になることは愚者の選択といわざるをえない。

1 武器が盲点を構成していることについて詳しくは、横井勝彦・小野塚知二編著『軍拡と武器移転の世界史——兵器はなぜ容易に広まったのか』（日本経済評論社、二〇一二年）序章と第一章、および小野塚知二「兵器はなぜ容易に広まったのか——武器移転規制の難しさ」（創価大学平和問題研究所『創大平和研究』第二十七号、二〇一三年）を参照されたい。

2 民間用とはいえ狩猟用・競技用ライフル銃を狙撃に転用することは充分に可能で、各地の内戦・内乱等で日本製の小火器が用いられなかったという保証はないが、この点については正確な情報が得られない。

3 武器輸出三原則の形成過程については、富田圭一郎「武器輸出三原則——その現況と見直し論議」国立国会図書館『調査と情報』第七二六号、二〇一一年一月一日を参照した。

4 <http://www.mod.go.jp/aria/soubi/logo.html>

5 『東京新聞』二〇一五年九月三日。

6 日本貿易保険は元来は政府が運営し、二〇〇一年以降は独立行政法人だが、二〇一五年七月の貿易保険法改正によって、二〇一七年四月

には一〇〇%日本政府出資の株式会社に移行する予定である。それにともない、日本貿易保険の特別会計も消滅するが、日本貿易保険の支払財源を超える損失が発生した場合は、国が補填措置を講ずることに変わりはないので、これは国策としての武器輸出促進の仕組みなのである。

7 アヘノミクスに至る日本経済の軌跡については小野塚知二「戦争と平和と経済——二〇一五年の「日本」を考える」（明治大学国際武器移転史研究所『国際武器移転史』第一号、二〇一六年）を参照されたい。

8 「課題先進国」という概念については、小宮山宏『課題先進国』日本・キャッチアップからフロントランナーへ（中央公論新社、二〇〇七年）を参照されたい。

9 文科省より各国立大学法人に宛てて、教員養成系と人文社会科学系の学部・大学院の「組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めること」を求める「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」という二〇一五年六月八日付け通知と同年九月九日に経団連が発した「国立大学改革に関する考え方」と題する異例の声明、「今回の通知は即戦力を有する人材を求める産業界の意向を受けたものであるとの見方があるが、産業界の求める人材像は、その対極にある」とについては、前掲拙稿（二〇一六年）を参照されたい。